第一五九回

閣第二八号

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

1 平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する。

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一	国民年金法第十六条の二
号)による年金たる給付(付加年金を除	
く。)の額	
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六	昭和六十年国民年金等改正法附則
十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民	第三十二条第三項において準用す
年金等改正法」という。) 附則第三十二条第	る国民年金法第十六条の二
一項に規定する年金たる給付の額	
厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五	厚生年金保険法第三十四条
号)による年金たる保険給付の額	
昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条	昭和六十年国民年金等改正法附則
第一項に規定する年金たる保険給付の額	第七十八条第三項において準用す
	る厚生年金保険法第三十四条
昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条	昭和六十年国民年金等改正法附則
第四項に規定する年金たる保険給付の額	第八十七条第四項において準用す
	る厚生年金保険法第三十四条
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済	平成十三年厚生農林統合法附則第
組合制度の統合を図るための農林漁業団体職	十六条第十一項において準用する
員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十	厚生年金保険法第三十四条
三年法律第百一号。以下「平成十三年厚生農	
林統合法」という。) 附則第十六条第一項及	
び第二項に規定する年金である給付の額	
平成十三年厚生農林統合法附則第四十五条第	平成十三年厚生農林統合法附則第
一項に規定する特例障害農林年金の額	四十五条第三項において準用する
	厚生年金保険法第三十四条
平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第	平成十三年厚生農林統合法附則第一
一項に規定する特例遺族農林年金の額	四十六条第三項において準用する
	厚生年金保険法第三十四条
児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三	児童扶養手当法第五条の二
十八号)による児童扶養手当の額	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭	特別児童扶養手当等の支給に関す
和三十九年法律第百三十四号)による特別児	る法律第十六条において準用する
童扶養手当の額	児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律によ	特別児童扶養手当等の支給に関す
る障害児福祉手当の額	る法律第二十六条において準用す
	る同法第十六条において準用する
	児童扶養手当法第五条の二

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の五において準	
②行別障害有于ヨの領		
	用する同法第十六条において準用	
	する児童扶養手当法第五条の二	
昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条	昭和六十年国民年金等改正法附則	
第一項の規定による福祉手当の額	第九十七条第二項において準用す	
	る児童扶養手当法第五条の二	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	原子爆弾被爆者に対する援護に関	
(平成六年法律第百十七号)による医療特別	する法律第二十九条	
手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康		
管理手当及び保健手当の額		
国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第	国家公務員共済組合法第七十二条	
百二十八号)による年金である給付の額	の二	
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する	昭和六十年国家公務員共済改正法	
法律 (昭和六十年法律第百五号。以下「昭和	附則第五十条第一項及び第二項	
六十年国家公務員共済改正法」という。) 附		
則第五十条第一項に規定する旧共済法による		
年金の額		
地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律	地方公務員等共済組合法第七十四	
第百五十二号)による年金である給付の額	条の二	
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する	昭和六十年地方公務員共済改正法	
法律(昭和六十年法律第百八号。以下「昭和	附則第九十五条	
六十年地方公務員共済改正法」という。)附		
則第九十五条第一項に規定する旧共済法によ		
る年金である給付の額		
私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第	私立学校教職員共済法第二十五条	
二百四十五号)による年金である給付の額	において準用する国家公務員共済	
	組合法第七十二条の二	
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定	私立学校教職員共済法第四十八条	
により昭和六十年国家公務員共済改正法附則	の二の規定によりその例によるも	
第五十条第一項の規定の例によることとされ	のとされた昭和六十年国家公務員	
る私立学校教職員共済組合法等の一部を改正	共済改正法附則第五十条第一項及	
する法律(昭和六十年法律第百六号)第一条	び第二項	
の規定による改正前の私立学校教職員共済組		
合法による年金(大正十五年四月二日以後に		
生まれた者が受ける権利を有する通算退職年		
金を除く。)の額		

2 前項の規定による額の改定の措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

理由

現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十六年度の国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、国民年金法等の規定にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。